

暴風時における訓練の取り扱いについて

具志川職業能力開発校

1. 具志川職業能力開発校のある区域（当該区域という）が、暴風警報発令中は、休校とする。

（通常訓練）

2. 当該区域の暴風警報が午前 6 時までに解除されたときは、通常通りの訓練を実施する。

（午前休校）

3. 当該区域の暴風警報が午前 6 時から午前 10 時迄の間に解除されたときは、午前中休校で、5 時限目から訓練を実施する。

（1 日休校）

4. 当該区域の暴風警報が午前 10 時の時点で発令中のときは、当日の訓練は実施しない。

（訓練の停止措置）

5. 校長は、次の 2 つの要件を参考にして、訓練を停止することができることとする。
 - ① 当該区域が 3 時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。
 - ② バスの運行が停止することが明らかなきとき。